



第42号
1989.3.1

会報
やまぐち

発行所
山口市駅通り2丁目9番15号
山口県土地家屋調査士会
TEL 山口 22 5975
発行所
会長 新本 清人
印刷所
山口市旭通り1丁目1の6
桜プリント企業組合
TEL 山口 22 1712

目次

○初の県外（広島・愛媛）研修旅行	2
○参加者からの報告	5
○不動産登記無料相談所山口にて開催	15
○昭和 63 年度新年役員会開催	16
○支部研修報告	17
○平成元年度支部研修計画	19
○昭和 63 年度支部研修実施状況	20
○測量士合格体験記	21
○公嘱協会だより	23
○反省と決意	24
○会長よりの一言	25
○事務局だより	25
○会員異動状況	26



(山口地方法務局 萩支局)

山口県土地家屋調査士会



50 米比較基盤場（建設省国土地理院）
広島工業大学に於て
（平成元年三月十七日）



50 米比較基盤場に深さ 80 mm の穴が作って
あります。「さて何のため？」答は、各支
部の企画委員さんに聴いて下さい。

初の県外（広島・愛媛）研修旅行

—— 参加した各支部企画委員の今後の活躍が約束される ——

（平成元年二月十七日、十八日）

平成元年二月十七日(金)～十八日(土)に、県外での研修が行われました。

参加者は次のとおりです。

本部より 会長 新本清人

副会長 竹内重信 乗川良介

公共事業部長 小嶋慎一郎

企画部 高田吉雄、三好一敏、浦井義明

広報部 瀬口潤二 田中拓朗、

各支部より

岩国 東 章・ 中本満生

徳山 宮崎晴雄・ 渡部剛通 小林博行

防府 山根 勇・ 林 俊男

山口 青木正治・ 河村 清

萩 片山修一郎・ 藤津 浩

宇部 上原英治・ 兼清遵寿

下関 掘塚 徹・ 米原茂樹

計二十四名でした。

従来より、山口会では、二年に一回の割で、宿泊懇親会を兼ねた企画委員会が、開催されており、本年は、この宿泊懇親会を兼ねた企画委員会の開催の年に当っておりました。

また、全国的に法十七条の地図の整備が、最重点課題となっている中で、山口地方事務局管内でも、数値方式による法十七条地図作成の業務が現実的となって来ました。

山口会から一番近い会で、数値十七条地図作成を完了しているのが、愛媛会であるということです。現地視察の上、数値方式の問題点と、作成の過程を、実際に業務した愛媛会の皆様及び、法

務局の皆様の生の声を聴くことが計画されました。

予算の面からは、参加者にかかなりの負担が予想されましたし、また仕事を犠牲にしなければならぬにもかかわらず、全員の参加を見ることができました。参加した皆様本当に御苦労さまでした。

そして、参加した皆様が、広島、愛媛で見たこと、考えたことは、必ず各支部の研修に生かされ、明日の山口会の前進につながるものと思われれます。





松山地方法務局 コンピュータールーム
(座標表開機及び
パーソナルコンピューター)



17 矢野誠成 簿籍
(松山地方法務局 コンピュータールーム内)

参加者からの報告

『えひめ研修』

去る二月十七日、十八日の両日、企画部と公共事業部の合同による、法十七条地図モデル作業実施地の視察と研修を実施した。基準点の設置状況及び、境界点には、全点、不動標設が埋没してあり、大変に参考になった。又、地元対策も上手にいった様であり、現場での作業も、地元、地権者の積極的な協力が得られたとのことであった。

不思議であったのは、実施区域一、十一戸に対し、契約負担金額は二千二百万円也で完了したとのことでした。神わざとしか思えず、視察後のミーティングで質問してみました。以外にも、地元負担、会の持出し等で、実質的費用は、契約負担額の四倍程度はかかっているとのこと。(さすが、やるにはやったもんだ)

中川総務副会長を始め、役員の平均年齢が四十才前半の若さとバイタリティーで、完成されたことが伺えた。(いや少しやりすぎで、後が困ったもんだ)

今後は、各会も日調連も研究し、民事局とも良く話し合っただけで、十分な報酬で対処しないといけない。特に山口会のように、資金的余裕のない会では対応が出来ないことを痛感して帰途についた。

副会長 乗川 良介

『企画委員会県外視察ツアーに参加して』

例年になく暖冬の平成元年二月十七日・十八日と、法十七条地図製作完了地区の松山市の視察に岩国支部企画委員の一人として参加させていただきました。

さて私の近隣市町もすでに、法十七条地区が作製されていたり、されつつある地域もありますが、この地域の住民の方々の意識・管理体制の差の大きさに目を見張るべきものが多くありました。次の三点は大いに注目するものでした。

一、全点不動標識の設置
二、境界点の数値方式の採用(法務局のコンピューターに座標値が登録)

三、図根点の維持管理体制の整備
簡単に述べましたが、このような体制が整っており、地域の方々の土地家屋調査士への意識も高く、愛媛会は、全国に誇りうるものと言えるでしょう。

岩国支部 東 章

『愛媛会の十七条地図製作視察旅行後記』

下関の支部研修との重なりと、会からの相当の出費をしてもと、思いつつ参加いたしました。がしかし、二日間の愛媛県会員の熱意を肌を感じ、圧倒され、参加してよかったという気持ちに変わった。我山口会も、来年度に徳山市で予定されているとのことであるが、支部会員はもちろんであるが、県下の会員の全てが参加することに意義があり研修となる。下関支部 米原 茂

「企画委員会の県外

視察ツアーに参加して」

私、土地家屋調査士であり、測量士でもありますが、基礎職というものを初めて見ました。国土地理院の講師の方は、以前、私が基準共測量の講習会（約一週間）の時に、お世辞もなかった方で、両会に感懐しました。

懇話会との交流も大変おもしろく、みなさんバイタリティーあふれる人々であったなあと、今でも胸が思ひつかびます。

こういう企画を、より多くの会員の方々にさせてあげることができたかなと思います。

私が行けたことに感謝しております。

宇部支部 上 藤 英 治

「企画委員会の研修を終えて」

現在業務を行う上で、関根点と地積測量図を連続させることは、自分自身大変な覚悟が有ると思っております。

研修を終えて、今、その必要性を改めて、再認識をさせられました。支部としても、これに対応した図根測量の研修を重点的に行なう必要がありますし、また会員全員が、認識を新たにし、近々予定される地図制作作業にそなえたいと思っております。

初府支部 山 恒 勇



◎田舎水路の両側にまでも、
コンクリート杭が全点埋設してあります。

『平成初めての企画 委員会に参加して』

広報部より「平成元年に当たっての決意」を表明せよとのことであります。

もともと器でもない私が、大役を仰せ付かり、早や二年が経過しようとしている時、振り返ってみれば、会員の皆様方に、何のお役にも、立ち得ていないことを反省し、ただ申し訳けなく思っているばかりであります。

さて、そんなところへ、改めて、決意表明というのもおこがましく、標題のとおり、二月十七日愛媛会へ、企画委員の方々と同行した私の感動をお伝えしたいと思えます。

「とにかく、恐れ入った」これが結論です。初日は広島工大にある国土地理院の基線場(五〇m)を視察、松山の宿舎についての十七時でありました。

宿舎には、愛媛会の役員の方が、私達のために、各会員のネームプレートを準備して、既に待っておられました。

十八時三〇分より、あいさつ、(松山局より、総括他三名も出席)十七条施行地区(松山市内鷹ノ子地区)の概略説明、翌日の予定発表、自己紹介、懇談会とすべて松山会の設営により、企画されたそうであります。

当日は、お陰さまで、どんな風呂にも入らずに(誰れも皆?)有意義な時間を過ごさせて戴きました。

明けて翌十八日、現地視察。「えー? ウッソー!!」まさにこれです。

境界点には、本当にすべて永久標識(コンクリート杭、金属ブ

レート等)が設置されているのです。現場近くに居た地元住人との立ち話しからも、大変な苦勞がうかがえました。

当然、法務局、会員、地元住民を巻き込んだ成果であることは、間違いないでしょうが、それに至るまでの過程は、はかり知れない努力があったと推察できます。

まさに、愛媛会が為した「村おこし運動」の十七条地区とでも言えましょうか。

詳細は、企画部員の皆様の報告に委ねるとして、愛媛会の若いリーダーの強引とも言えるような雰囲気を目の当たりに見て、「平成の土地家屋調査士会の変革は、愛媛会より始まる」と体感したのでした。

調査士の品位向上は、その専門的な知識を会員、法務局、地元住民と分け合い、互に成長していくことにかかっているのではないのでしょうか。

また、この企画は、全会員とともに味わいたかったという感想は、私だけではないと思えます。

我が山口会も、愛媛会の自信と勇気と実行力、そして団結力を見習って、明日の山口県土地家屋調査士会のために備えたいものだと思ふ次第です。

ここに、愛媛会の為された十七条モデル作業の成功に敬意を表わすとともに、企画部の皆様の献身的な日常活動と今回の素晴らしい企画に紙上を借り御礼申し上げます。

公共事業・総務部長 小嶋 慎一郎



松山市鷹子地区にて

○道が拡幅されているのに、手続が未了であった所は、この様に道路中に旗を入れて、これを実働している。



○新部の区境点です。これは、建設省や県にも重要性が認識されており、道路の工事等の場合は連絡があるとのこと。

(移動させる場合は、1本10万円の費用をもって復元するとのこと。)

都市計画法第32条の規定に基づき同意協議をされた
従前の国有財産の表示登記の取扱について

みだしの件について下記の通り平成元年4月1日より取扱を変更されたので、各会員におかれてはご留意の上事務処理を行って下さい。

なお、この取扱については去る昭和63年10月20日公共事業部との協議会で山口県土木建築部用地課から提案され、本会も了承したので申添えます。

用地第299号

平成元年3月9日

山口県土地家屋調査士会長 殿

山口県土木建築部長

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請に係る
従前の国有財産の表示登記の取扱いについて

建設省所管国有財産である里道水路等の管理につきましては平素より格別の御配慮を賜り深く感謝申し上げます。

さて、この度、開発に伴う都市計画法第32条の規定に基づく同意申請書に従前の国有財産の表示登記に必要な書類等を添付させることとし、別紙のとおり関係土木事務所に通知したので、当該取扱いについては特段の御協力をおねがいするとともに、この旨を貴会員に周知されるようよろしくお取り計らい願います。

用地第299号

平成元年3月9日

各土木事務所長 殿

土木建築部長

都市計画法第32条の規定に基づく同意申請に係る
従前の国有財産の表示登記の取扱いについて

都市計画法第32条の規定に基づく開発の同意（以下、「32条同意」という。）後、完了公告の日の翌日付けで国（建設省）に帰属する土地（以下、「国帰属地」という。）については、従来、申

請者が完了公告後1ヶ月以内に所有権移転登記に必要な書類等を土木事務所に提出すること（以下、「帰属手続」という。）となっていました。当該帰属手続が行われず、国帰属地が未登記のままとなっているものが、しばしば見受けられます。

については、当該帰属手続を履行させるため、32条同意に際しては建設省の通達（昭和45年7月28日付け建設省計宅開発第128号）の原則どおり、あらかじめ申請の対象となる従前の国有財産の表示登記を完了し、当該帰属手続の担保とした上で32条同意を行う取扱いとしたので、今後、審査に際しては下記事項に留意の上審査されるよう通知します。

なお、管内市町村についても周知方をお願いします。

記

1 必要添付書類

申請書に従前の国有財産の表示登記の囑託に必要な下記書類等を添付させること。

- (1) 登記囑託書…（必要事項が記入されていること。）
- (2) 土地調査書…（調査者は土地家屋調査士等の表示登記の精通者であること。）
- (3) 土地所在図…（作製者は土地家屋調査士等の表示登記の精通者であること。）
- (4) 地積測量図…（作製者は土地家屋調査士等の表示登記の精通者であること。）

2 表示登記の時期等

32条同意を行う前に従前の国有財産の表示登記を完了しておくこと。ただし、単純に用途廃止して大蔵省に引き継ぐ国有財産については、表示登記の必要はない。

3 従前の国有財産の所有権移転登記時期等

完了公告後、申請者に速やかに帰属手続を行うよう指導するとともに、土木事務所へ帰属手続が行われ次第、国帰属地の所有権移転登記囑託を行うこと。

また、当該囑託が完了した後に、相互帰属の対象となる従前の国有財産を申請者に所有権移転登記することについて承諾（登記承諾）するようにすること。

4 従前の国有財産の求積方法

申請書裏面の従前の公共施設一覧表においては、原則として相互帰属、加工、用途変更、及び用途廃止を目的別に面積を計上させること。

5 実施時期

当該表示登記の取扱いは、平成元年4月1日から実施することとする。

ただし、上記実施日以前であっても、各土木事務所において32条同意申請者の協力が得られたものについて実施することは差し支えない。

6 実施当初の弾力的運用

実施からしばらくの間（平成元年5月末まで）、当該取扱いを知らずに行われた32条同意申請については、個々の事情を勘案して弾力的な運用を行うこと。（例えば、従前の国有財産の面積を相互帰属、加工、用途変更及び用途廃止と細分化せず、一つにして求積してきたものについて容認すること等。）

7 市町村等への特例

市町村及び市町村が設立した土地開発公社等については、当該取扱いを適用しない。

様式第一の一

(法第三十六条第三項の公告の日の翌日前における土地の表示の登記)

登記嘱託書

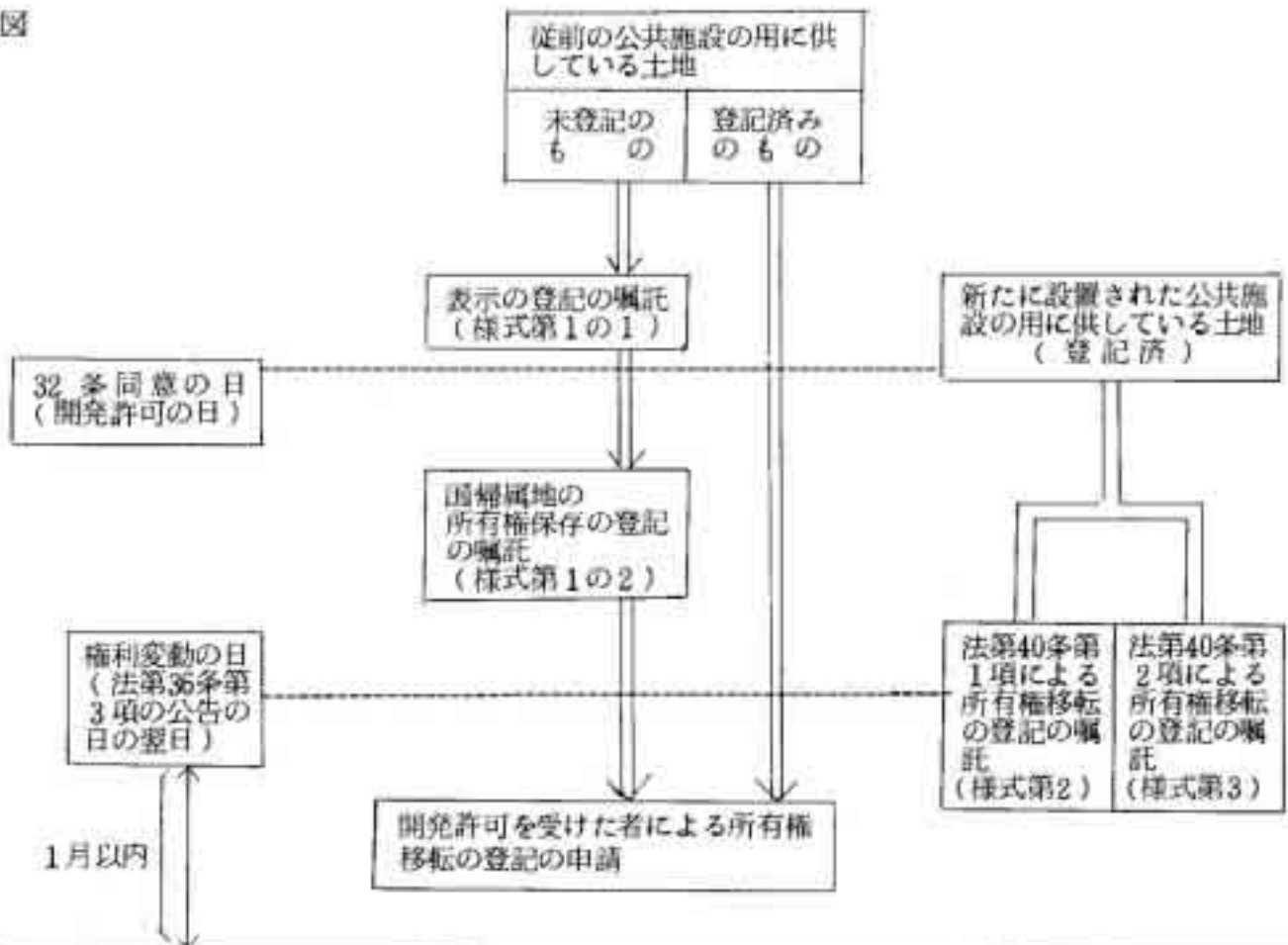
登記の目的 土地の表示の登記
所有者 建設省
添付書類 嘱託書副本
地積測量図
土地所在図

昭和何年何月何日

何地方務局出張所御中

嘱託者 何県知事 何某

別図



様式第一の二

(法第三十六条第三項の公告の日の翌日前における土地の所有権保存の登記)

登 記 嘱 託 書

登記の目的 所有権保存
 所有者 建設省
 嘱託条項 不動産登記法第百条第一号
 添付書類 嘱託書副本

昭和何年何月何日

嘱託者 何県知事 何某

何地方法務局何出張所 御中

登録免許税 登録免許税法第四条第一項

土地の表示

所在 何郡何町大字何字何
 地番 何番
 地目 何
 地積 何平方メートル

(別紙)

土 地 の 表 示			
何番	地番	所在	何郡何町大字何字何
何	地目	何	
何	地積		
何	m ²	登記原因及びその日付	

様式第二

(従前の公共施設に代えて新たに設置された公共施設の用に供する土地の帰属による所有権移転の登記)

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

登記原因 昭和何年何月何日都市計画法第四十条第一項の規定による帰属

権利者 建設省

義務者 何市何町何番 何某

添付書類 嘱託書副本

登記承諾書(印鑑証明書付)

昭和何年何月何日

嘱託者 何県知事 何某

何地方法務局何出張所 御中

登録免許税 登録免許税法第四条第一項

土地の表示

所在 何郡何町大字何字何

地番 何番

地目 何

地積 何平方メートル

別添

都市計画に基づく公共施設の用に供する土地の帰属に係る不動産登記嘱託書様式

(注)

- 一、 嘱託書にあらかじめ印刷された不動文字のうち、不要の文字を削除するには、単に縦線で削除するのみで足り、不動産登記法第七十七条第三項の規定による手続きを要しない。
- 二、 嘱託年月日は、「算用数字」又は「一、二、三」のいずれの文字によって記載しても差支えなく、必ずしも「壹、貳、参、拾」の文字を用いることを要しない。
- 三、 添付書類の表示は、添付した書類を概括的に、たとえば、会社等の法人の代表者の資格を証する会社登記簿謄(抄)本、資格証明書、委任状等は「代理権限証書」と、所有者の住所を証する住民票抄本等は「住所証明書」と記載すれば足りる。なお、添付書類の通数を記載することを要しない。
- 四、 不動産登記法施行細則第四十四条ノ八第二項の規定による附記は、嘱託者の添付書類の項の当該添付書類の表示の下部に、前件に添付したものを採用する場合は「前件添付」と、後件に添付したものを採用する場合は「後件添付」と記載する。

登記承諾書

建設省が所有する末尾記載の土地は、都市計画法第四〇条第㉞項の規定により平成 年 月 日付けで貴殿に所有権が帰属したため、移転登記されることを承諾いたします。

平成 年 月 日

住所
氏名

土地の表示

市 町 村
郡

建設省所管国有財産部局長

山口県知事 平井 龍

大字	字	地番	地目	地積	摘要
				m'	
				m'	
				m'	
				m'	



『不動産登記無料相談所』

山口にて開催

—主権者四十七人の相談に回答—



写真は司法書士会より
提供されたものです。

不動産登記の一日無料相談所が一日、山口市中市町の、ちまきやデパートに設けられました。

明治二十年二月一日に旧登記法が施行されたのを記念する「登記の日」にちなんで、山口地方法務局主催で、県土地家屋調査士会、県司法書士会が共催したものです。

相談員は、法務局職員とともに、地元山口支局の調査士、司法書士の皆様計九名が選ばれ、相談を受けました。

買い物途中に立ち寄る主婦が多く、家、土地の売買、土地の境界線の悩みの相談を受けました。

山口の法務局の皆様、調査士・司法書士の皆様一日御苦勞でした。

昭和六十三年年度新年役員会開催

— 本部理事・支部長合同会議 —



盟例の新年役員会は、平成元年一月八日、九日の両日に限り、岩国臨園観光ホテルで開催されました。

昭和六十三年年度の業務の実施状況のチェックと新年度の事業計画と予算を討議する最重要な会議であり、新年開けの忙しい時期にもかかわらず、ほぼ役員全員の出席でした。

一日目は、各部会及び支部長会議が行なわれ、二日目は、全体会議で、各部長の報告、支部長会議長等から、報告と質疑が行なわれています。この役員会議質疑された意見は、平成元年度の事業計画の中に盛り込まれていくものであります。

したがって、この会議では、特に自由な発言をしようというところが考えられています。

本年のこの会議においては、相例になっているこの新年役員会そのものの開催方法について批判的な意見もでておりました。

特に各支部の代表である支部長様の執行部への提言、苦言は有難く、また心の底にひびく思いです。

ともかく、本年は元号も改まり、新しい機運の年とするよう決意表明があり前向きでした。



支部研修報告

問答機器の整備点検を手廻り機型で説明



早速えひめ会での成果が
生きた宇部支部研修会

真剣な受講風潮

宇部支部 研修会報告

企画委員 上原 美治

今年度は三回の研修を実施しました。

第一回目は、九月三日、住宅金融公庫取扱い事務について、山口県宇部支店の公庫融資の係の方を招いての研修をいたしました。

第二回目は、十月二六日、現在協議の始まった小野田市役所の地籍調査の方、及び東側に測量にたずさわっている、サンヨーコンサルタントの係の方と質疑応答形式で、測量のあり方等意見交換を行いました。

第三回目は、去る二月二五日から二六日にかけて、「測量器械の点検調査について」と題うとまりの研修を行いました。

図根点設置、十七米・地回設置作業等を行な



現場での点検調査の
測定尺の測定実習

うとしても、一番、基本的な距離の調整点検をどうするのか、自分の使っている光波測距儀は正常なのかという素朴な疑問から、この研修の運びとなりました。講師として株式会社「諏訪」様より、西村英二氏をお招きして午後一時半より四時まで、トランシットの調整方法及び、誤差論、光波測距儀の調整等、自作の発砲スチロール製の望遠鏡・気筒管等を使ってのわかりやすい講義がありました。講師、情もあがり、すこしは涼しい天気となりましたが、外で距離測定尺の測定となりました。用ふり対象として、本部よりおかりした、大野土地家産調査士会、企画、制作の「尺」といふとすと、開会会場よりおかりした「これからの測量機」といふとすとをまず見て、距離感をしたので、外での作業となりました。

今回、各事務所より、五百の同類光波測距儀を出してもらい、補正値をもちとして二班に分かれての作業となりました。

まずA点に器械をすえて、Bまでの距離を測定し、後、C点に器械をすえて、A・C・B・Cの測定し、定数Kを求めたわけです。

光波測距儀の比較検査は、本来、広島の比較基線場で行うものですが、比較基線場の使用が困難なときは、計測機間の距離を得て五百メートル以上離れた二点を使った、

C・A・B・Cの較差が許容範囲内(二十五mm)であるか点検することによって、比較検査に代えることができる。建設者の公共測量作業規定には書いてあります。しかし五百メートルの直線を得ることは大変むづかしく、宙吊りの玄関前の歩道で百二十メートルの直線での研修となりました。初級(補正)方法は、たぐきんの距離点がありましたが、後に述べられる結果のように、距離定数は、H・Lを極えるものもなく、距離のパラッキも少しは発生しました。今回の研修で、みなさんの距離の二点の点検調整は、できたこととおもいます。

図1

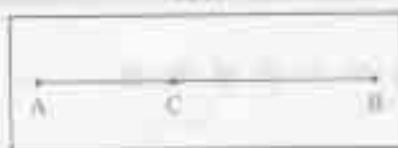


図2

区	区	全長(A・B)		種類
		全長(A・B)	定数(K)	
第1区	A	148.710	-0.002	測量機 SUT-3 A
	B	150.710	-0.001	同上
	C	126.714	-0.001	測量機 SUNIFER
第2区	全長(A・B)		種類	
	全長(A・B)	定数(K)		
第3区	D	126.285	0.000	測量機 SUNIFER
	E	126.287	-0.001	スコーン NTD-3

平成元年度支部研修計画

支 部	平 成 元 年 度 計 画
岩国支部	○住宅金融公庫事務取扱について（10月頃） ○不動産の表示登記について質疑応答（2月頃）
徳山支部	未定
防府支部	○日常の業務に関して研修（7月） ○技術に関する研修（10月） ○法務局・司法書士会との合同研修会
山口支部	○研修旅行（9月上旬） ○法務局登記部門と事務協議会（10月下旬） ○事務研修会（2月下旬）
萩支部	未定
宇部支部	○事務研修 ○技術研修（国調地区の復元測量） ○研修旅行
下関支部	○事務研修（消費税について）（一般教養番組として）（7月） ○事務研修（改正報酬額運用基準及び規則について）（9月） ○市内観光（法・司・調三者を含め）親睦及び言いたい放題討論会（2月）

昭和63年度支部研修実施状況

3月1日 現在

支 部	項 目	第 1 回	第 2 回	第 3 回
岩国支部	日 時 内 容	63.12. 3 皆で考えよう身近な ミナー	3.18 ①メンタルヘルスセ 法律 ②言いたい放題大討 論会	
	人 員 費 用	26名 1,680円	30名 予定 8,700円	
徳山支部	日 時 内 容	63. 9.30 法務局を交えての業 務研修会	63.11.19~20 研修旅行(中九州の 旅)	3.11 基準点測量、一筆測 量
	人 員 費 用	32名 124,000円	10名 233,800円	
防府支部	日 時 内 容	63. 7.16~17 ①支部活動運営(証 紙会計)に関して ②日常の業務に関す ること	63.11.24 境界訴訟の実例と解 決例	2.25 17条地図作製作業の 視察報告 ②国調成果に関して 意見交換
	人 員 費 用	18名 332,000円	15名 70,000円	18,000円
山口支部	日 時 内 容	63. 9.10~11 研修旅行(小郡~新 倉敷~瀬戸大橋~高 松~小豆島~岡山~ 小郡)	63.10.22 登記部門との事務協 議会	2月下旬~3月中旬 報酬についての研修 会
	人 員 費 用	24名 1,277,494 円	14名 21,500円	
萩支部	日 時 内 容	63. 6.25 法務局萩支局と司法 ・調査士会とで事務 手続きの連絡等	63. 8.27 親睦研修会(プロ野 球ライター観戦・福 岡)	63.11.26~27 技術研修会(於・一 の俣温泉) 現場において座標面 積計算に伴う観測、 計算、杭打ち 11名、外5名 158,150円
	人 員 費 用	15名、外14名 56,720円	8名、外16名 298,830円	
宇部支部	日 時 内 容	63. 9. 3 住宅金融公庫事務取 (司調合同)	63.10.26 国土調査について (小野田市役所の地 籍調査課より話を聞 く。スライド。事務 研修)	測量における器機の 点検調査について (光波・トランシ ット・技術研修)
	人 員 費 用	19名 41,000円	20名 13,000円	
下関支部	日 時 内 容	63. 7.30 住宅及びその敷地の 取得・保有等に関す る課税の特例(事務 研修)	63. 9.11 17条地図地域の現 況 法務局と問題点につ いて討論	2.18 成人病対策 (中高年の健康管理 について) (技術・事務研修)
	人 員 費 用	29名、補5名、司24名 150,900円	26名、補8名 325,000円	

測量士合格体験記

国土交通省 竹 森 正 孝



私は山口県東部の
郡部で土地家屋調査
士会・司法書士事務
所を営んでいる者で

す。法学部の出身で

当初は測量には関心が有りませんでしたが、司法書士を助業して土地家屋調査士会資格の必要性を痛感し、舌々ながら測量士の試験勉強を一年近く続けて通算したのがこの道に入る切掛けとなりました。そして初級の勉強集に当たってみると少しは解けるので、これに勢いを得て復習を始めて勉強し昭和五十三年の測量士試験に何とか合格しました。しかしトランシットは支入の測量士の好意で受験申請らせて貰い勉強集を載せて見た程度でまったくのパーパードライバーの状態でした。

昭和五十二年に国土調査法に基づく地籍図を不動産登記法に基き所定の地図として備え付ける等の登記事務取扱の画期的な改正がなされ、我々も専門誌や土地家屋調査士会の研修等を通じて国家基準成

に基づき測量を重畳する様になりました。幸い意欲のある若手同年代の測量士の友人に恵まれ、トランシットの使用方法、地籍測量図作成等の利用法、トランシーブ測量及びパソコンの利用方法等を学び取る事が出来ました。昭和五十六年に今迄の知識の整理にと思い測量士補試験を受験し合格しました。

地籍図は三内点を大骨として地籍図根三角点、地籍図根多角点の中、小骨とする骨格に平板による図解法で各筆の筆界を四付けすると言う手法で作成されたものが大部分です。(地籍)測距多角点はその性質上点間の見通しの得難い道路等の長狭物の敷地に埋没されており、又各筆の筆界点には細部測量のための木や竹の杭が立ててある程度でとても全筆界点に付いて永久的な標識等を設置すると言う状態ではありません。そこで地籍調査終了後数年もすると各筆界点の杭は腐ったり片付けられたりして無くなり、重要な図根多角点迄も道路改修等の公共工事で相当な範囲に覆りよっ飛ばされてしまふと言う有様です。斯様な状況の下で調査士に分筆や境界復元の依頼が有るのですが、依頼者は我々の復元した筆界に基づいてブロック壁を設置したり建物の配

置を決定したりしますので責任重大です。地籍調査の主管課である国土庁土地局国土調査課におかれても地籍図の維持管理体制の確立には関心されており、昭和五十三年には地籍調査管理事業を創設され、昭和五十五年にはいわゆる筆界基準法の設置を義務付けられておりますが、他業については僅少な予算措置しかなされておらず、多大の困難と労力を費して作成された地籍図が「昭和の字図」と化すのを防止するためにも強力にして実効ある対策の確立を一実務家として望むものです。

いずれは測量士の資格をもっと思ってもらいましたが、昭和五十九年秋思い切った協会の測量士実力養成講座の通信課程コースに参加しました。十月より十二月中旬の第一回解答提出日迄を私の全く経験の無い写真測量の学習に当てました。尾崎「写真測量」を基本書に木本「写真測量の実用」西村「空中写真の手引き」を参考とし、地図センターより私の住んでいる地域のカラ―空中写真を購入し簡易実体積も求めて努めて興味を持てる様になりましたが、最後迄隔靴掻痒の感は否めませんでした。

やがて第一回の解答提出日となり土補

受験時に使用した中川・土橋「測量士補受験一〇〇講」を基本書に「受験テキスト」「科目別模範解答集」「わかりやすい測量シリーズ全九巻」を参考書に講座のスケジュールに合わせて土曜日の午後と日曜日及び仕事の相間を学習時間に、期限提出を目標に勉強を開始しました。

士補程度の基本的な問題もありましたが、微積分は文科系故高校時代一ヶ月の超スピードでしか習っておらず誤差論絡みの問題を微積分で解く方法が理解出来ず随分悩まされました。止む無くパターン別に問題と解法を直前に暗記する事にして妥協しました。水準測量についても、試験勉強中にオートレベルを買って開発許可申請のための仮ベンチマークを設けての縦横断測量を初めてした程度で既知水準点間を結ぶ測量の経験は無くピンと来ないものがありました。地図編集も全く未経験の分野ですが基礎的な問題が多く出題されている様です。五万分の一及び二万五千分の一図式規程と「国土基本図の概要」を通読しました。応用測量は円曲線は何とか理解出来ましたが、クロソイドは諦め、流量、深淺、トンネル等は通読したのみです。

記述試験は必修では「過去に経験した

測量作業」に対する設問が非常に多いので、私の行った三角点間を結ぶ結合トラバース測量について解答案を作成しておきました。本年もそのものずばりが出題されました。選択は四問中より二問解答を要求されます。測地と他の一問はその場で取り付き易いものをやろうと考えていましたが、本年は地図編集に添削に出題されたのと良く似た問題が出題され、又応用測量に地籍測量の問題が出題されましたのでこの二問を選択しました。

いよいよ五月十九日の試験日がやって来ました。雨の中広島の高校で受験しました。申込者は相当有ったのでしようが実際に受験したのは四分の一程度でしょう。教室は空席が目立ちました。午前の部択一式開始、士補の時は充分時間が有りましたのでゆっくりした気分を取掛りましたところ時間不足となり後半は見当で解答する羽目に陥りました。私は添削中は関数電卓を使用し試験近くになって筆算に替えましたが仲々計算の勘を取り戻せなかつたのです。これで落第だと思いましたが、来年の経験のためと思って午後の部も受験しましたところ、予想問題が適中したり、添削とそっくりの問題が出たり、調査士業務に必須の地籍測量

の問題が有ったりして何とか満足の行く解答が出来ました。しかし午前の部で足切りされるだろうから出直しは間違いない、又もう一度同じ事をやるのも気が重いなと考えながら帰宅しました。

七月下旬のある日協会より郵便が届きました。秋からの添削の申込書だろうと思って開封してみましたところ合格祝の手紙が入っており本当に驚きました。数日して地理院より合格証書も届きこれは間違いないと胸を撫で下した次第です。

最後になりましたが懇切なご指導を賜りました日本測量協会の諸先生方に感謝申し上げますと共に調査士より測量士の合格者が輩出する事を祈って筆を擱きます。

(この原稿は日本測量協会の依頼により昭和六十年九月記したものです。)

『公嘱協会だより』

官公署の会計年度末も後一ヶ月を残すのみとなり、いよいよ平成元年度の暮開となります。

すでに日調連会報でも御存知の通り、全国公嘱各協会とも役員の方々と法の整備に伴い、委員会当時とは比較にならない程の業務の拡大が計られています。

我々山口協会においても、国鉄の分割民営に伴う受託業務を中心に一段と業務の受託量が伸びて参りました。

平成元年度について、各行政機関においても、委託費を計上して戴き、協会への業務発注の動きも見えて参りました。新年開発業務として、すでにJRから、新幹線、県下で約52km、在来線92haの発注の内示を受けています。受託金額も一億円を越える業務量です。各社員の皆様

の業務処理体勢を整え、短期間大量一括処理に備えて下さい。

尚、この機会に、未だ加入されていない会員の入会をお勧めし、一人でも多くの方々が協会業務に従事されることを希望いたします。

平成元年二月

山口県公共嘱託登記

土地家屋調査士協会

理事長 乗川良介

山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会事務局に職員の異動がありました。

三月三十一日付	退職	専務理事	山田 浩
四月一日付	採用	事務職	金田 博子
四月十日付	採用	専務職	白井 栄一
四月三十日付	退職予定	事務職	波多野 映子

【保存版】

不動産の登記と管理

日本土地家屋調査士会連合会

右のリーフレットは前回でも紹介しました。

広報部から再度のお願いです。本部あてに申込み下さい。

本屋さんには売っていません。//(一冊五十円です)

「『土地家屋調査士』の仕事内容は何ですか？」

「この本を読んで下さい」という風に使って見て下さい。



高杉 副会長

反省と決意

副会長 高杉 勇 助

広報部長の依頼により、近く任期が満了する私の役員としての反省を行って見たい。

私が調査士会岩田支部長を引受けたのは昭和五十一年八月のことである。以来支部長六年、経理部長六年、副会長は二年目となっている。その間、会に残した

ものは支部長会務長の当時、会長等の選任を円滑に行うため「役員推薦規則」を作り、経理部長当時、会の経理を円滑にするため「会計規定」を作成したことがある。

本会では経理を担当していた関係で本会計はもとより、証券会計の運用及び互助会会計の見直し等種々頭を悩ましたこともあった。

役員歴十四年間さしたる事故も無く努めることができたのは、ひとえに会員の皆さんの深いご理解とご協力があったことと感謝しているところであります。

平成元年に当たっての決意は、長い役員歴を生かして会の発展に協力したいと思っています。

今後は調査士の仕事の性格上、若い会員が奮起され、会運営の主 者となられるよう期待して止みません。



お知らせ



昨年山口県土地家産調査士会の主催で開催された三好敬夫名誉会長の被授章賞受賞記念パーティーの答礼として、名誉会長より右の絵が、事務所に贈られています。

事務所に立寄られた際には御座下さ

『会長よりの一冊』



明日への夢
に希望を注し、
数値十七条地
図作成の意図

に際して、担任副会長以下企画部の若い
単連の借入りにより計画した初の県外視
察ツアーは見事に当り、訪問先の仕事
局と、愛媛県土地家屋調査士会の努力の
結果である素晴らしい成果の十七条地図
と成果冊をこの日にすることが出来たこ
と、更に維持と管理に対する努力の程を
耳にした。

世中愛媛会の歓迎のもとには又も鮮
ついでにまたの一冊につきま。無野岸

上ファミリーの上に於ける反省会で、山口
会二十四名の参加者全員の今度の企画に
対する感想は又、格別だ。

今度の研修の成果を充分な糧として、
二十一世紀に向けて輝く山口県の若い土
地家屋調査士の永遠なる発展を祈う。

山口県土地家屋調査士会

会長 新本 清 人



事務局だより

会務報告

- 一月 八日(土) 合同役員会本部例会
於小郡市
- 九日(日) 於小郡市
- 二日(木) 法務部三者協議会
於小郡市
- 二日(土) 役員研修会本部例会
於小郡市
- 三〇日(月) 中国ブロック会本部
於広島市
- 三十一日(火) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 二月 一日(水) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 七日(金) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 八日(土) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 三月 一日(水) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 四日(土) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 九日(木) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 九日(木) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 二五日(土) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 二八日(水) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 四月 一日(土) 無料表示登記相談所開設
於小郡市
- 八日(水) 法務部三者協議会本部例会
於小郡市
- 二二日(土) 理事会
於小郡市
- 五月 二日(火) 定時総会
於小郡市

行事予定

会 員 異 動 状 況

一、会員入脱会状況

支部	氏 名	年 月 日	入脱会	備 考
山口	竹内 勳	二・一・一〇	入会	山口市大字宮野下六八九番地の二
宇部	町 紀美幸	元・一・一〇	"	小野田市大字小野田二二八五番地五八
"	西村 勲	元・一・一〇	"	" 大字東高泊一八一四番地の五
防府	嶋津 郁夫	元・二・二〇	"	防府市佐波一丁目一三番一号
山口	重富 繁雄	元・一・二〇	廃業	
山口	久保山 功	元・二・二〇	"	
宇部	村川 元一	元・二・二八	"	
"	村上 正人	元・三・三一	"	

二、事務所変更他

支部	氏 名	異動事由	年月日	備 考
下関	浜崎 洋	事務所変更	64・1・4	下関市田中町一六番七号
宇部	渡部 行樹	"	64・1・2	宇部市新天町一丁目一番一八号
防府	西山 雅敏	"	元・1・19	防府市駅南町六番二八号

お 願 い

ある会員から売ります買いますコーナーをもうけてはという提言があります。

◎ 新機種にして不安になったがというコンピ
ユーターや、中古車、

◎ 趣味のオーディオや古銭等々

◎ 会員間のコミュニケーションの場にもなるのでぜひ投稿していただけないでしょうか？

